

# 令和5年度の国民年金保険料の納付について

令和5年度の国民年金保険料は 月額 16,520円 です。

☐座振替にすると  
便利でおトク!

## 国民年金保険料を納めるのが困難な場合には **免除・納付猶予制度の申請を!**

保険料免除や納付猶予になった期間は、老後に年金を受け取るための受給資格期間に含まれ、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

### ① 免除制度 (※失業特例あり)

障害年金(1・2級)受給者は法定免除の手続きが必要です。

**本人・世帯主・配偶者**の前年所得が一定額以下の場合、保険料が全額免除又は一部免除になります。

### ② 納付猶予制度 ※令和7年6月までの時限措置 (※失業特例あり)

**50歳未満の人で本人・配偶者**の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

**★必要な持ち物★ 個人番号の分かるもの(マイナンバーカードなど)または年金手帳(基礎年金番号通知書)、離職票など(失業特例を利用する場合のみ)**

※失業などの場合は、「雇用保険受給者証」または「離職票」の写しや失業の事実およびその年月日を確認できる公的機関が証明する書類を申請時に添付していただくと、失業した本人の前年所得を「0円」とみなして審査します。(配偶者の所得には適用しません。)

免除等の種類と 納付金額 年金額 資格期間	全額免除 納付金額 0円	納付猶予 納付金額 0円	一部免除			未納 納付金額 16,520円
			3/4免除 納付金額 4,130円 (年度毎に金額異なる)	1/2免除 納付金額 8,260円 (年度毎に金額異なる)	1/4免除 納付金額 12,390円 (年度毎に金額異なる)	
将来受け取る 年金額に反映	2分の1	反映 されない	納付すると 8分の5	納付すると 4分の3	納付すると 8分の7	反映 されない
基礎年金の受給 資格期間に	含まれる		納付すると 含まれる	納付すると 含まれる	納付すると 含まれる	含まれない

### ③ 学生納付特例制度 (※失業特例あり)

学生の人で**本人**の前年所得(1月から3月までに申請する場合は、前々年所得)が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。学生納付特例に該当する人は上記の①②は申請できません。

**★必要な持ち物★ 学生証、個人番号の分かるもの(マイナンバーカード)または年金手帳(基礎年金番号通知書)**

### ◎平成31年2月1日以降に出産された国民年金1号被保険者の方へ

産前産後期間について国民年金保険料の免除申請ができます!

免除された期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。免除を受けるには申請が必要です。

※厚生年金被保険者・国民年金第3号被保険者は申請できません。

免除・納付猶予期間は毎年7月～翌年6月です。

**毎年7月以降に申請が必要です。**

全額免除、納付猶予の場合は次年度の継続審査を希望することができます。※失業特例は除く

学生納付特例期間は毎年4月～翌年3月です。

**毎年4月以降に申請が必要です。**

継続して学生の場合は、継続申請用のハガキが次回の申請時期に届きます。

市役所または  
年金事務所  
で申請

日本年金機構にて審査  
審査に2~3ヶ月  
かかります。

審査通知書  
(ハガキ)が  
送付されます。

※免除等審査中であっても納付書や未納通知が届く場合があります。

○過去2年までさかのぼって申請することができます。

## 免除された保険料は追納することができます。

「追納をするには追納申込書の提出が必要です」

●免除等の期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

これらの期間は10年以内であれば、後から保険料を納付すること（追納）ができます。

※ 3年度目以降に追納するときは、当時の保険料に一定額が加算されます。

※ 原則、古い期間の保険料から納めることになります。

★未納の場合は2年を経過すると納めることができません。

## 国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です！

《申込場所》 山県市役所 市民環境課②窓口 または 金融機関窓口

●申込に必要なもの 年金手帳、預金通帳（金融機関、口座番号がわかるもの）、金融機関の届出印

口座振替を利用すると納期ごとに納める手間が省け、早割・前納で納めると保険料が割引されます。

納付方法		1回あたりの納付額	割引額	2年分に換算した割引額※	納付期限、申込期限など	
クレジットカード納付 又は 現金納付	月ごとの納付	16,520 円	なし	なし	納付期限	翌月の末日
	6ヶ月前納 (4月～9月分、10月～3月分)	98,310 円	810 円	3,240 円	納付期限	前期4月末 後期9月末
	1年前納 (4月～3月分)	194,720 円	3,520 円	7,040 円	納付期限	4月末
	2年前納 (4月～3月分)	387,170 円	14,830 円	14,830 円	納付期限	4月末
口座振替	翌月末振替 (翌月末引落)	16,520 円	—	—	申込口座設定完了後、 引落開始月を通知します。	
	当月末振替 (月末引落)	16,470 円	50 円	1,200 円	申込口座設定完了後、 引落開始月を通知します。	
	6ヶ月前納 (4月末10月末引落)	97,990 円	1,130 円	4,520 円	申込期限 (日本年金機構必着)	前期：2月末 後期：8月末
	1年前納 (4月末引落)	194,090 円	4,150 円	8,300 円	申込期限 (日本年金機構必着)	2月末
	2年前納 (4月末引落)	385,900 円	16,100 円	16,100 円	申込期限 (日本年金機構必着)	2月末

※ 保険料の変更により、割引額が変わる可能性があります。引き落としが開始されるまでの間は納付書で納めていただきます。

・申し込みの時期によって、年度の途中の月から年度末（3月）までの一括現金納付の納付書の送付を希望することもできます。（割引有）

・前納納付の後、会社等へ勤務（厚生年金加入）した場合、納めすぎた保険料は原則還付となります。

・年度の途中で60才になる人の前納期間は、60才到達日（誕生日の前日）の属する月の前月分までの期間です。

ご不明な点がございましたら、[日本年金機構ホームページ](#)でご確認いただくか下記へお問合せください。

岐阜北年金事務所 TEL 058-294-6364

山県市役所 市民環境課 TEL 0581-22-6827